

令和4年香美市議会定例会

5月臨時会議会議録

令和 4年 5月20日 開 議

令和 4年 5月20日 散 会

香 美 市 議 会

令和4年香美市議会定例会

5月臨時会議会議録

令和4年5月20日 金曜日

令和4年香美市議会定例会5月臨時会議会議録

招集年月日 令和4年5月20日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月20日金曜日（審議期間第1日） 午後 1時59分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	舟谷千幸	13番	山崎龍太郎
5番	笹岡優	16番	山本芳男
6番	森田雄介	17番	比与森光俊
7番	久保和昭	18番	小松紀夫
8番	小松孝	19番	爲近初男
9番	村田珠美	20番	利根健二
10番	島岡信彦		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	市民保険課長	萩野貴子
総務課長	川田学	健康介護支援課長	宗石こずゑ
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	石元幸司
税務収納課長	猪野高廣		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	藤川典子
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

議案第 42号 令和4年度香美市一般会計補正予算（第1号）

議案第 43号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 44号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 45号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第 46号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 議案第 47号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 同意第 20号 固定資産評価員の選任について
- 同意第 21号 監査委員の選任について
- 同意第 22号 監査委員の選任について
- 同意第 23号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

- 発議第 5号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

議事日程

令和4年香美市議会定例会5月臨時会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和4年5月20日(金) 午後2時開議

- 日程第1 審議期間の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 市長の報告
 - (1) 専決処分事項の報告について

報告第 4号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

報告第 5号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 行政の報告並びに提案理由の説明
- 日程第4 議案第 42号 令和4年度香美市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第 43号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第6 議案第 44号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第7 議案第 45号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 46号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第9 議案第 47号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 同意第 20号 固定資産評価員の選任について
- 日程第11 同意第 21号 監査委員の選任について
- 日程第12 同意第 22号 監査委員の選任について
- 日程第13 同意第 23号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 発議第 5号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

会議録署名議員

6番、森田雄介君、7番、久保和昭君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午後 1時59分 開会 開議)

○議長（利根健二君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから令和4年香美市議会定例会を再開し、5月臨時会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、タブレットに掲載したとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議をいただいております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定いたしました。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、6番、森田雄介君、7番、久保和昭君を指名いたします。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄について、地方自治法第180条の規定による報告第4号及び報告第5号の専決処分事項について報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第4号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、同意第23号、教育委員会委員の任命についてまで、以上12件を一括議題といたします。

行政の報告及び議案の提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和4年香美市議会定例会5月臨時会議開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しいところ、議員の皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。

改めまして、4月9日より香美市長を務めさせていただいております依光晃一郎でございます。議員の皆様のお力をお借りいたしまして、香美市をもっと住みやすい町にし

たいと考えております。皆様方、どうかよろしくお願いいたします。

本臨時会議には、報告2件、議案6件、同意4件の12件を提出させていただいております。

報告第4号、専決処分事項の報告について、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

報告第5号、専決処分事項の報告について、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第42号、令和4年度香美市一般会計補正予算（第1号）。

議案第43号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第44号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第45号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第46号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第47号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

同意第20号、固定資産評価員の選任について。

同意第21号、監査委員の選任について。

同意第22号、監査委員の選任について。

同意第23号、教育委員会委員の任命について。

以上、詳細につきましては議案細部説明書を添付しておりますので、御参照の上、御審議よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（利根健二君）　これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第4号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）　議案細部説明書に書いてありますように、課税限度額超過世帯が1.5%を香美市の場合は上回るんだということで書かれておりますけれども、実際に香美市の場合は上回っている世帯が何%ぐらい、実数でどれくらいあるのかを参考までにお聞かせください。

○議長（利根健二君）　市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君）　森田議員の御質問にお答えいたします。

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成され、それぞれの所得割額、均等割額、平等割額を算出して合算した額となっております。それぞれの

区分について、令和3年度の試算をお答えいたします。医療給付費分が1.5%、後期高齢者支援分が2.09%、介護納付金分が2.79%です。改正後の限度額で同様に試算いたしますと、それぞれ1.31%、1.89%、2.31%となります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連してお伺いしますが、今回、国保が61万円から65万円というふうになっているわけです。今数字を聞きましたが、1.5%を大きく上回りと書かれているけれども、国保については、改正後1.31%になるということ。実際、数千万円の所得の方やったら、そら負担感はすごく小さいけど、ぎりぎりの方の負担感はすごく大きいわけですね。そこら辺のことを鑑みて、現実、改正後が1.5%から1.31%に下がるということを思うときに、国はこういう動きをしていますけど、これはあくまでも限度額ですので、今後、限度額を65万円から69万円に言うてきたときに、うちは65万円でいくというふうな発想はお持ちなのか、その点についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

令和2年度の改正の際には、限度額を据置きとさせていただいております。ですので、今回61万円から65万円へと、4万円上がった形にはなっております。今後につきましては、計算した中で当然所得にも配慮したような形で、協議会などの諮問も受けつつ、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 大体分かりましたけど、今回改正後は国保の分が1.31%になるんやったら、4万円の引上げじゃなくても済んだんじゃないやろうかという思いがあるんです。片や、後期高齢者支援の分とか、介護納付金の分は1万円の引上げですね、その調整というか整合性を、今後いろいろな審議会等にかけるのであれば、課として分析されて、見送りとか、それから、今後の展開で市民の負担軽減ということ念頭に置いて、上から下りてくるものではありますけれども、市独自の判断を加えていただきたいということを提案めいて言わせてもらって終わります。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第5号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番です。

この専決処分事項ですが、コロナ対応も踏まえて、地価が上昇すれば5%上乗せ分を2.5%にするということではありますが、現実、香美市でこういう地域は商店街等と想定されますけれども、地域の部分と、それから、影響額はどのくらいあるのかについてお答えをお願いします。

○議長（利根健二君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えします。

まず、この影響する土地ですけれども、住宅用地以外の宅地ということになっておりまして、香美市で宅地課税されておる土地が全部含まれるわけですが、宅地課税されている中で、住宅の建っていない土地ということになります。例えば、駅前の通りなんかで飲食店だけが建っている土地とか、あけぼの街道沿いなんかで倉庫だけが建っている土地とか、ほかに、金融業の建物が建っている土地など、香美市内全域のそういう土地が対象になります。市内全域で5,125筆、面積は124万844平方メートルということになります。その中で、地価が上昇したところについて、評価額の5%を上昇させるという従来の措置を、令和4年度に限り2.5%、2分の1にするという税制改正であります。

その土地が香美市でどのくらいあったかといいますと、5,125筆分の1筆で、5%とした場合と2.5%とした場合の評価額に標準税率1.4%を掛けまして、税額で100円安くなるということです。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、専決処分事項の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、今臨時会議に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4、議案第42号、令和4年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題いたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第42号、令和4年度香美市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和4年度香美市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度香美市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,018万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億1,818万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年5月20日提出、香美市長 依光晃一郎

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る予算等の補正のほか、地方債の補正を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書11ページから13ページまでと、款項目節の内訳14ページから17ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので、御参照ください。

次に、10ページの「第2表 地方債補正」につきましては、1事業について変更いたし、限度額を22億8,739万9,000円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まず最初に、議案細部説明書5ページの放課後児童対策事業費のことでお伺いいたします。

この補正理由はそこに書かれたとおりということで、追加工事予定額110万円となっております。これの内訳をおおよそで構いませんが。特に気になっているところは、一度造った碎石敷をコンクリート製にということでありましたので、廃棄費用がどれくらいになるのかなというところですけども、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

その細部については今手元にありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（利根健二君） ほかにありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。工事を否定するものではないんですけど、実際石を投げるという行為ですわね、受傷の可能性とか、それから、近隣農地等

からの苦情が高まっているというふうに書かれていますけど、現実、石も投げたいでしょうが、できたらボールを投げてもらいたいですけど、そここのところの教育的な指導はどうか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

当然、児童クラブの指導員も、投げてはいけないということを再三伝えております。ただ、そこに石があってぽとぽと落としたい、落としてしまうという行為をなかなか止めることも難しいところがありました。今まで、農地の方たちも温かい目で見えていただいておまして、碎石を上げてくれたりとか、御協力はいただいていたところでした。

ただ、今回、増築工事をしますのです、その際にそこも舗装してもらったということ、子供たちが石を投げるからだけではなくて、雨が強いときなんかにはやっぱり流れていくこともありますので、今回計上させていただいたところでした。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議案細部説明書の6ページで聞きますが、4回目のワクチン接種の関係ですけど、集団接種の計画をどういう形でやっていくか、全体計画を示していただきたいです。いつ頃からどのような体制で、お願いします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

4回目につきましては、今、準備を進めているところでして、5月24日に医師会の先生方に御説明してから最終的な決定となりますので、今、健康介護支援課が持っている案のお話ししかできませんけれども、4回目は一応7月から集団接種と個別接種で始めたいと考えております。使用するワクチンは、ファイザーとモデルナを今のところ予定しているところです。体制につきましては、3回目とそんなに大きく変わりませず、集団接種のほうには医師会の先生方にもおいでいただきますし、それから、看護師さんとかもお雇いして順次進めていきたいと思っておりますが、集団接種の回数につきましては、3回目よりやや少なめになろうかと考えておりますが、ちょっとまだ詳細につきましては医師会との調整中ですので控えさせていただきます。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、議案書16ページですけども、会計年度任用職員は、このコロナのためにならっているかと思いますが、いつから雇用されるようになりますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今現在来ていただいている会計年度任用職員もおりますが、一応9月末までで終了する会計年度任用職員もおられますので、その後、雇っていきたいと考えております。一応、コールセンターがあまり殺到するようでしたら、お願いしたいなというふうに考えております。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 議案細部説明書の7ページ、商工総務費の香美市営業時間短縮要請協力金についてお伺いします。

今回、県の営業時間短縮要請協力金の申請が、ちょっとややこしいというか、分かりづらいという声がよく聞こえてきまして、手続するのに書類が返却されてきたとかいうことが、今までよりも多くあると思います。それで、香美市の分を申請するのに、県の支払証書が要るということで、まだ県のほうが済んでいない人が、私の周りにも2人ぐらいいました。申請はしているけれども一度返ってきたとか。時間的に余裕がなかったりする可能性があるかもしれませんので、香美市の分は6月いっぱいまででしたよね、そこはちょっと柔軟な対応をしていただきたいかなと思ひまして。

あと、その周知の仕方ですね、知らない人もおる可能性があります。どういうふうにこの時短協力金を広報しているのか、教えてください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

まず、県に申請されて、まだ決定が出ていない方につきましては、市から県に対して、どういった方が申請しているかのリストを頂くようにしておりますので、そういった方で市に申請がまだ出ていない方については、啓発するなり、あと事情がある場合にはちょっとお伺いして、できる限り柔軟な対応を心がけたいと思っております。

広報につきましては、市の広報、もしくは商工会のほうにもお願いして、会員にいろいろ案内していただいております。出てきていない方につきましては、同じように個別にちょっと対応したいというふうに考えております。できる限り、県に申請した方は市の対象になりますので、申請していただくようお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 関連で。これ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充ててはいますが、今の来た交付金の残高というのは。これまでの25事業者分については予備費を充てているということですが、残高というのは分かりますか。これを使った場合も含めて、あとどれくらいこの臨時交付金が残るのかなという。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 資料を持ち合わせておりませんので、残高はお答え

いたしかねますけれども、今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、当然まだ事業化されていない部分がありますので、庁内のインフォメーション等を通じて各課に働きかけをしている段階でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 一つは、申請期限が6月いっぱいということで、他市は7月とか、もっと遅かったような気がするんですけど、6月いっぱいにした要因を聞きたいのと、もう一つは、先ほど出ていた予備費を充てたということですね、実際。臨時会議等を開く余裕もなかったのかなとも思いますが、ずっと予備費で何とかすると、予備費は予備費で3,000万円ぐらいの枠やったと思いますが今後も同じような手法をとるのか、その点を。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） まず最初に、申請の受付終了につきましては、近隣他市と同じようなタイミングで行っていると思うんですが、確認はしておりませんので申し訳ございません。

あと、予備費の充当につきましては、県のまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請が、2月12日から始まることが分かったのが2月10日ぐらいでして、もうその時点で3月定例会議に上げている令和4年度当初予算の変更ができず、それまでも令和4年度予算の計上というのはいかならない状態でございます。ただ、できる限り早く県の営業時間短縮要請協力金に上乗せすることで、香美市内のまん延防止等重点措置に対する協力商店を増やしたいという思いがありまして、南国市、香南市と合わせたタイミングで、こういう協力金を給付することを発表しました。ただ、予算的にはまだその時点でありませんでしたので、取りあえず臨時会議で予算を追加補正するまでは、予備費で対応するという対応になりました。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 先ほど森田議員から処分費等はないかという御質問がありましたが、今回、碎石を敷いているところを平らにして、そこに舗装を施すという工事になりますので、処分費につきましては出ておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 議案書15ページの21款、諸収入の中の3目、衛生費受託事業収入で収入が100万6,000円あるんですけど、これはその他の項目になっているんですけど、どこから入る分なのでしょうか、財源の内訳を。

○議長（利根健二君） 暫時休憩いたします。

(午後 2時29分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどの回答になります。

休憩いたします。

(午後 2時30分 休憩)

(午後 2時31分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 濱田議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種受託事業というのは市外接種、例えば高知工科大学の方とかで、市外の方ですけれども住んでいるのが香美市という方につきましては、住んでいる市町村が接種を行って、お金を払うようになりますので、国保連合会とかを通じまして、市外接種の方の分のお金が返ってくるところでございます。

以上です。

○議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長(佐竹教人君) 先ほど笹岡議員の質問で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額というお話がありましたけど、たまたま資料を持ち合わせておりまして、お答えさせていただきたいと思っております。

令和4年度の繰越し分として限度額設定された香美市分といたしましては、2億3,400万円程度ございまして、当初予算に2,130万円程度掲げております。今回の営業時間短縮要請協力金の上乗せ分とかも含めまして、2億4,000万円程度(後に「事業費ベースでは2億4,000万円程度で、当初予算額から考えて2億円ぐらい」と訂正あり)残っておりますので、また順次、本年度事業化をしていきたいと考えております。

○議長(利根健二君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第43号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 補足説明はございません。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。

総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 補足説明はございません。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許可いたします。討論はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。

日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、議案第44号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

1月から3月期の実質国内総生産（GDP）は、年率換算で前期比1.0%減となりました。これは新型コロナウイルスの感染拡大が影響しただけではありません。GDPの5割以上を占める個人消費の落ち込みが、大きく影響していることを直視する必要があります。

あります。

日本は、コロナ危機前から成長しない国になっていました。今回の発表された2021年度の実質GDPは実額で537兆円です。安倍政権下の2013年度からの増加分は0.9%にしかありません。主要国の中でも際立った停滞状態に陥っています。9年間にわたるアベノミクスは何だったのでしょうか。労働法制の規制緩和は低賃金で不安定な非正規雇用を拡大し、多くの非正規労働者がコロナ危機で職を失いました。2度の消費税増税によって、地域経済は深刻な影響を受けています。日銀による異次元の金融緩和は、株価をつり上げる一方で円安を加速させ、耐え難い物価の高騰を起こしています。特に、ガソリン価格の高騰や、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響による小麦、肥料などを含め、日常生活のあらゆるものが高くなっています。その一方で、今、資本金10億円以上の大企業の内部留保金は、2012年から2020年のたった8年間に130兆円も増え、総額で466兆円にもなっています。この格差を、また、この事実も直視すべきだと思います。

今、政治に携わる者として考えなければならないのは、大企業がもうかれば国民に滴り落ちるトリクルダウン経済学は、間違っていたのではないか、また、何でもかんでも自由競争の新自由主義は経済の行き詰まりを起こすということではないでしょうか。

本市は県下でもトップクラスの基金を持っています。令和3年度決算でも財政調整基金に至っては全市町村総額の1割にもなる46億円もあります。基金残高は高知県でも本当にすごい香美市の実態です。長引く不況と出口の見えないコロナ禍で、経済の先行きが不透明になっているときだからこそ、市職員、会計年度任用職員の給与をきちんと保障し、地域経済に波及させることが必要ではないでしょうか。公務の仕事に携わる方々が、地域で買物し、食事し、その地域の経済を立て直す起爆剤になってこそ、地域経済は潤ってきます。

政府はこれまで郵政民営化を含めた三公社五現業の民営化を進めて、公務労働を壊してきました。同時に一方で、労働者派遣法を導入して、賃金を抑え、不安定雇用を拡大する方向を推し進めてきました。これでは未来は開けてきません。本市として地域経済が負のスパイラルから抜け出るためにも、GDPの5割以上を占める個人消費を伸ばすためにも、公務労働の賃金抑制は現に慎むべきであると指摘し、本議案への反対討論いたします。

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 起立多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長(川田 学君) 補足説明はございません。

○議長(利根健二君) 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 第28条が繰り延べて、新たな第28条で外国語指導助手の報酬を入れたわけですが、これまでこういう方の報酬はどうやって払ってきたのか、なかったのかも含めて、その辺の経過を示していただきたいです。

○議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。

○総務課長(川田 学君) お答えします。

実は規則のほうで規定していましたが、本来、給与、報酬等は条例で規定すべきというところで、今回の改正に合わせて、この外国語指導助手の報酬についても条例で規定することにしました。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 起立多数であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長(公文 薫君) 補足説明はございません。御審議よろしくお願いたします。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 議案細部説明書によりますと、想定よりも工事の進捗状況が遅れていると書かれておるわけですがけれども、そうしたら現在はどういう状況なのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

遅延の理由としましては、資材、木材の調達がコロナの影響で遅れたためというところでございます。ただいまの進捗状況としましては、6月中に工事を終了する予定になっております。その後、県の検査、市の検査を行い、合格の後、完成するということとなります。7月中旬頃に引っ越し作業をして、夏休み前には新しい施設を利用できる予定となり、その分で少し遅れることになっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第47号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 補足説明はございません。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします、日程第10、同意第20号、固定資産評価員の選任についてから、日程第13、同意第23号、教育委員会委員の任命についてまでの案件は人事案件であります。香美市議会運営申合せ事項第6項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第10、同意第20号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 当該同意案は税務収納課長ですので、参考資料はお配りしておりません。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第20号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、同意第21号、監査委員の選任についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） この岩崎昭雄氏は再任となります。お手元に参考資料をお配りしておりますので御覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第21号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12、同意第22号、監査委員の選任についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 横谷勝正氏は新たに選任するものです。お手元に参考資料を配付しておりますので御覧ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第22号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13、同意第23号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 浜田正彦氏は再任となるものです。お手元の参考資料を御覧いただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第23号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14、発議第5号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

【発議第5号 巻末に掲載】

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本選挙については、現在の選挙管理委員会委員の任期が5月24日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定に基づき、委員及び補助員をおのおの4人ずつ選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、タブレットに掲載してあります候補者名簿によって、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、候補者名簿によって議長が指名することに決定いたしました。

初めに、選挙管理委員会委員を指名いたします。

1番、松尾禎之君、2番、岡本博臣君、3番、西 幸恵さん、4番、岡本由美さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま、私が指名した方を香美市選挙管理委員会委員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、松尾禎之君、岡本博臣君、西 幸恵さん、岡本由美さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員を指名いたします。

第1順位、高橋千恵さん、第2順位、中澤牧生君、第3順位、萩野タミ子さん、第4順位、公文美智さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名した方を香美市選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、第1順位、高橋千恵さん、第2順位、中澤牧生君、第3順位、萩野タミ子さん、第4順位、公文美智さん、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

これで、香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 先ほど、笹岡議員の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額に対する質問で、私の答えが事業ベースの金額でございませ

た。実際の交付金残額というのは手持ちにやはりありませんで、事業費ベースでのお答えでした。残り2億4,000万円程度あるだろうとお答えいたしましたが、それは事業費ベースでその程度を予定しているということでありまして、当初予算額から考えますと、2億円ぐらいとお考えいただいたらよいかと考えております。

以上、若干訂正をさせていただきます。

○議長（利根健二君） よろしいですか。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て議了いたしました。

以上をもちまして、5月臨時会議を終了し、令和4年香美市議会定例会を散会いたします。

（午後 2時53分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和4年香美市議会定例会

5月臨時会議会議録

巻末掲載文書

令和4年香美市議会定例会5月臨時会議
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月20日（金）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 審議期間の決定・ 会議録署名議員の指名・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決・ 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議会運営委員会の協議結果の報告

令和4年香美市議会定例会5月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- (1) 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- (2) 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- (3) 同意案（人事案件）については、質疑、討論を省略します。

2 発議1件

朗読は行わず、質疑、討論、採決の順で進めます。

3 香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、指名推選で行います。

発議第5号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和4年5月20日提出

香美市議会議長 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 爲近初男

賛成者 " 小松紀夫

賛成者 " 久保和昭

賛成者 " 比与森光俊

賛成者 " 笹岡優

賛成者 " 山崎晃子

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の147.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に155分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年香美市議会定例会5月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第42号	令和4年度香美市一般会計補正予算（第1号）	原案可決	4. 5. 20
議案 第43号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 5. 20
議案 第44号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 5. 20
議案 第45号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 5. 20
議案 第46号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 5. 20
議案 第47号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 5. 20
同意 第20号	固定資産評価員の選任について	原案同意	4. 5. 20
同意 第21号	監査委員の選任について	原案同意	4. 5. 20
同意 第22号	監査委員の選任について	原案同意	4. 5. 20
同意 第23号	教育委員会委員の任命について	原案同意	4. 5. 20
発議 第5号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 5. 20